

森林環境情報誌作成等委託業務プロポーザル審査要領

森林環境情報誌作成等委託業務に係るプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「森林環境情報誌作成等委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査項目の合計点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。すべての審査委員が審査した結果を合計した点数を総合得点とします。

- (1) 基本的な考え方（15点）
- (2) 構成・内容（35点）
- (3) 試作品（20点）
- (4) 配布・広報（10点）
- (5) 事業経費（4点）
- (6) 事業実施体制（8点）
- (7) 実績（4点）
- (8) スケジュール（4点）

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーション及び質疑を行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所
日時 令和8年4月20日（月）10:00～
場所 高知共済会館 COMMUNITY SQUARE
- (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は1者30分以内、出席者は3名以内とします。
 - ② プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間（10分程度）を設けます。
 - ③ 各社の順番は別途決定します。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された書類と審査委員会におけるプレゼンテーション及び質疑に対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づ

いて審査を行います。

- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者及び次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、必要に応じて協議のうえ、候補者及び次点者を決定します。審査の結果、審査対象のすべての提案が要求水準を満たさない場合は、候補者及び次点者を選定しない場合があります。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、各審査委員の採点の合計が、総合点数の5割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としません。